

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

令和3年3月に策定した浪江町復興計画（第3次）の基本方針「Ⅰ 夢と希望のある産業と仕事づくり」及び第三次浪江町農業再生プログラムを念頭に、農業の復興及び発展の基本的な方針を以下のとおりとする。

「1. 担い手の確保・育成体制の整備」

①農業経営支援

関係機関と連携し、農業経営・規模拡大に関する経営相談・経営診断・巡回指導等を実施する。また、経営相談等を行った集落営農等が法人化するための取組みに対する支援等を行う。

②新規就農者確保策の検討

農業高校、農業短大、大学農学部等への訪問等によるPRを実施し、来てもらいたいターゲットの特定やターゲットに向けた支援等を行う。

③農業法人誘致、他業種からの参入推進

人・農地プラン策定地区において、復興組合等は農業委員会と連携し、出し手希望図面・担い手図面・農作物栽培図面等の作成を行い、農地の斡旋を行う。また、農作業に必要な初期投資の支援等を行い、外部の実績のある農業法人誘致をする仕組みを構築するため、県、官民合同支援チーム等といった団体と連携する。

④就農者育成支援

現在活動している町内農業者が次世代に対して行う教育・講習等について支援を行い、「育てる人」を育てる仕組みづくりを行う。また、就農PRから体験、研修、雇用（営農）といった就農プログラムを想定し、体系的な就農プログラムを構築する。

⑤定住化推進

就農プログラムについての情報や、移住に関する情報について適宜更新し周知等を行うとともに、移住者に対する家賃補助、雇用者を抱える企業に対する支援を行う。

「2. 地域基盤の形成」

①各地区での農村環境維持管理の仕組みづくり

多面的機能支払交付金対象地区を拡大し、営農者の主体的な農村環境維持管理の仕組みづくりを支援する。

②農地集積支援

町内各地区において、復興組合が農地流動化推進を図る目的として営農改善組合と同様な活動ができるとともに、中間管理機構を通じた円滑な農地集積を行うため、町や関係機関、農業委員会の農地最適化推進委員が協力し、各地区での話し合いの場の設定等を行う。

③圃場整備事業に対する支援

圃場整備計画区域内の農地利用集積計画・農作物栽培計画・担い手候補の推薦等の話し合いの場の設定を行い、地域営農に係る情報支援を行う。

④省力化、効率化に対する支援

農作業の負担軽減につながる機器の導入やICTを活用した圃場やハウスの省力化、効率化に寄与するシステム導入への支援等を行う。また、今後の栽培面積の増加といった状況の変化に応じ、農家の意向を踏まえ、関係団体との検証を行い、必要に応じ施設整備等の対策を講じる。

⑤有害鳥獣被害対策の推進

農作物に対する被害を防止するため、各種補助事業を活用して、防護柵の設置を支援する。また、研修会の開催など、地域が主体となる取り組みを推進できるよう、専門家を派遣するなどの支援を実施する。

「3. 生産・加工・販売を複合させた新たな経営」

①多品目少量農業の推進

農協、道の駅や直売所等と連携し、多様な販売パターンを設定し、各生産者に対して販路に関する相談の機会を設ける。また、収量の少ない農産品・規格外品・天候不良等による価格暴落品の生産者に対して販売チャンネルを活用し、関係機関と連携し経営に関する相談の機会を設ける。

②農産物加工品拡大支援

町内産の農産品を使った商品を消費者にPRするために必要な機会の設定や、宣伝に係る費用の助成を行う。

③復興酪農牧場の着実な整備

整備予定の復興酪農牧場に供給する飼料作物の栽培進行、牧場から発生する堆肥の有効活用を推進する。

平成29年3月に策定した浪江町復興計画（第2次）の基本方針「先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する」を念頭に、農業の復興及び発展の基本的な方針を以下のとおりとする。

- ・農業用水路等の復旧・整備を図るとともに、復興組合による農地保全、営農計画の策定と推進、水稻栽培・野菜の実証栽培等を進め、農業者の自主的取り組みと必要な支援を行うことで、農業の再開を図る。
- ・新しい農業（大規模化、機械化、六次産業化）への転換に積極的な農業者の取組を優先的に支援することで、風評被害を受けにくい花卉栽培の振興、新たな営農にチャレンジできる環境づくりをする。
- ・水稻等の実証実験を栽培から販売までを行い、将来にわたって浪江の農業を継承していくため、座談会等を通じて収益性の高い農業の形を目指す。
- ・全袋検査・モニタリングなど、放射性物質影響への確実な対応をするとともに、新たな農業振興拠点として乾燥調製貯蔵施設を整備し、双葉郡北部での地域的役割を担う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・農業生産法人の参入・事業拡大を進め、集約化や生産性の向上により、農業経営力を高め、安定経営による魅力的な農業政策を進める。
- ・農業生産基盤である圃場の大区画化や用排水路の整備により、作業の効率化・生産性を向上させる。また、ため池の調査・復旧を進め、町内全域での農業用水の確保につなげる。

- ・農家単位での営農が難しくなった状況を踏まえ、水稻関連施設、花や園芸作物の関連施設、畜産施設といった共同利用等施設の整備について、地域や生産者のニーズを勘案しながら検討を進める。
- ・施設園芸のための設備を再整備し、早期の営農再開と農作物の出荷を目指す。また、各関係機関の支援を受けながら、6次産業化に取り組み、新たな地場産品の創出を目指す。
- ・放射性物質による農作物の影響に対して情報を収集し続け、安全・安心な営農に有効な技術の開発・活用を図るとともに、徹底した作物のモニタリングを行い、安全・安心な農作物の流通を目指す。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・現在立ち上がっている復興組合において、保全管理から営農に転換するため、地域の中での担い手・営農していく農地・営農形態を検討し、人・農地プランとして取りまとめる。また、人・農地プランの策定により中間管理機構の制度が活用可能になることから、一定の面積に集積し、法人等への斡旋も行う
- ・帰還困難区域及び津波被災地以外の農地については、除染終了後に農地の保全活動を行ってきている。保全を行う間、地域ごとに営農再開のための将来ビジョンの作成を進める。そのうえで、持続可能な地域農業の実現のため、土地改良事業が必要とされる場合は、地元からの要望に応じ事業を実施する。また、地域の担い手や農業生産法人へ農地を集約することにより、優良農地の確保に努める。
- ・津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部のうち、請戸地区・中浜地区・両竹地区については、生産性の高い営農を実現するため、土地改良事業（圃場整備）を検討する。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・農地の一部については、復興計画の土地利用方針に基づき、海岸防災林や工業団地とし有効活用を図る。なお、施設整備にあたっては、周囲の農地の利用に影響がないよう最大限の配慮をする。
- ・原子力災害の影響により、直ちに営農を再開することが困難な区域において、将来的な農業施策に支障を及ぼさない範囲で再生可能エネルギー事業の事業化を検討し、再生可能エネルギー事業の完了後の農地は農業的土地利用が可能になるように配慮する。
- ・災害復旧事業、土地改良事業、農地除染により再整備した農地は、震災前と同じように水稻を中心とした作付けを行うが、具体的な栽培作物については農業者と継続して協議する。
- ・甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、原則的に農地として復旧し農業者の意向に応じて大規模圃場整備を目指す。また、復興のために必要な海岸防災林の整備・接続道路・水産業の施設等の整備も検討する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類					事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
				面積	うち 農地 面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積					
C地区	棚塩地区 第1工区 第2工区 第3工区 第4工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	49.1ha 47.4ha 1.1ha 0.3ha 0.5ha	24.5ha 23.1ha 1.1ha 0.3ha 0.2ha	24.5ha 23.1ha 1.1ha 0.3ha 0.2ha	— — —	浪江町	29年度 ～ 令和2年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
D地区	谷津田地区 第1工区 第2工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	88.0ha 87.7ha 0.3ha	84.5ha 84.2ha 0.3ha	88.0ha 87.7ha 0.3ha	82.6ha 82.3ha 0.3ha	浪江谷津 田復興ソ ーラー合 同会社	29年度 ～ 令和元年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
J地区	請戸地区 第1工区 第2工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	3.8ha 3.4ha 0.5ha	3.3ha 2.9ha 0.5ha	3.3ha 2.9ha 0.5ha	0.3ha 0.3ha —	浪江町	29年度 ～ 令和2年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
L地区	請戸地区	集団移転促 進事業	住宅地	2.8ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha	浪江町	30年度 ～ 令和元年度	42世帯 （63名）	非線引き 都市計画 区域の用 途地域内 ・外	
M地区	酒井地区 第1工区 第2工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	72.8ha 69.3ha 3.6ha	72.3ha 68.7ha 3.6ha	72.8ha 69.3ha 3.6ha	69.7ha 66.2ha 3.6ha	合同会 社浪江 酒井ソ ーラー	30年度 ～ 令和2年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
N地区	請戸地区 第1工区 第2工区 第3工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	45.2ha 42.4ha 2.8ha 0.1ha	3.4ha 3.3ha 0.1ha 0.1ha	—	—	浪江町	令和元年度 ～ 令和3年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域内	

P－①地区	荻宿地区	その他施設の整備	事業施設用地	1.5ha	1.5ha	1.5ha	1.5ha	浪江町	令和元年度～令和3年度		非線引き都市計画区域の用途地域外	
P－②地区	棚塩地区	その他施設の整備	事業施設用地	1.6ha	0.9ha	0.9ha	0.7ha	浪江町	令和元年度～令和3年度		非線引き都市計画区域の用途地域外	
Q地区	室原地区	その他施設の整備	事業施設用地	2.1ha	2.0ha	2.0ha	1.9ha	浪江町	令和3年度～令和4年度		非線引き都市計画区域の用途地域外	
<u>S地区</u>	<u>小野田地区</u>	<u>その他施設の整備</u>	<u>事業施設用地</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>浪江町</u>	<u>令和5年度～令和7年度</u>		<u>非線引き都市計画区域の用途地域外</u>	
<u>T地区</u>	<u>棚塩地区</u>	<u>その他施設の整備</u>	<u>事業施設用地</u>	<u>14.5ha</u>	<u>7.0ha</u>	<u>7.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>浪江町</u>	<u>令和5年度～令和7年度</u>		<u>非線引き都市計画区域の用途地域外</u>	
計				<u>282.1ha</u> 266.9ha	<u>200.4ha</u> 192.7ha	<u>201.7ha</u> 193.3ha	<u>158.4ha</u> 157.0ha					

※事業面積計について、棚塩地区、請戸地区、酒井地区及び室原地区は、工区毎の端数処理の関係上、一致しておりません。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区

域外の別を記載する。

- (5)「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 棚塩 地区 棚塩産業団地整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水対策は側溝等を整備し、周辺既存の排水路に接続し海に放流されるため、周辺農地への影響はない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
国、県、町が進めるイノベーション・コースト構想の進捗にあわせて、都度土地利用基本計画の変更等を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 谷津田 地区 谷津田地区太陽光発電事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	88.5ha 用水路	完了	直轄	当事業予定地は北側が高瀬川、東・南・西側の三方が帰還困難区域で囲まれた地区であり、平成29年3月に避難指示が解除されたものの、直ちに従前のような営農を再開することが極めて困難な状況にある。このため、本地区を太陽光発電事業の実施地区に選定し、売電収入の一部を町全体の営農再開、農業振興及び帰還支援等に活用する計画としている。 また、施設整備用地については福島特別直轄災害復旧事業「請戸川地区」で復旧予定の施設に対し、太陽光発電設備設置による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、事業に支障がないことを東北農政局に調整済み。請戸川土地改良区及び農業委員会にもそれぞれ説明し調整済み。なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区総代会（平成29年10月）で了解を得ている。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	88.5ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	88.5ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	83ha 用水路	完了	補助	
	県営ほ場 整備事業	高瀬川	福島県	205ha	S51～ S59	83ha 用排水路	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・整備する施設は太陽光発電に必要なパネル等であり、用排水系統を分断するものではないため、周辺農地の営農に対する影響は軽微である。
- ・日照等についても施設が低層であり、特段の問題は無い。
- ・これらのことについて、農業委員会及び請戸川土地改良区とは調整済みである（H29.8）。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 請戸 地区 請戸水産加工団地整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	88.5ha 用水路	完了	直轄	水産加工団地を整備する請戸地区については、水産業 が盛んな集落であり、津波により被害を受けた請戸漁港 は平成32年度までに整備される予定である。 これまであった水産加工施設は津波被災地の土地利用 により、海岸防災林の事業地内にあり、同じ場所に整備 することが困難になったため、漁港と近接していること 、流通経路を確保することが必要である当該地を適地と して選定した。 当該地を水産加工団地として整備することに関しては 、農業委員会（H29.11月）及び請戸川土地改良区（ H30.1月）と調整済みである。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	88.5ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	88.5ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	83ha 用水路	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

・地区内圃場に盛土造成を実施することにより、既存の用排水路を分断することになるが、周辺農地に影響がないように、分断した水路は、既存の水路に接続して、通水及び管理に支障のないようにする。このことについて、地元行政区や請戸川土地改良区と調整済みである。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その

調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 請戸 地区 請戸住宅団地整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
・整備により、既存の用排水路を分断することになるが、周辺農地に影響がないように、分断した水路は、既存の水路に接続して、通水および管理に支障がないようにする。 ・これらのことについて、浪江町農業委員会及び請戸川土地改良区とは協議済みである。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 酒井 地区 酒井地区太陽光発電事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	69.4ha 用水路	完了	直轄	当事業予定地は帰還困難区域であり、平成29年12月に認定された浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画においても拠点外としての位置づけとなったことから、営農再開はもとより避難指示解除に向けた具体的な取組みを実施することは困難な状況である。 請戸川土地改良区及び農業委員会にそれぞれ説明し調整済みである。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	69.4ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	69.4ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	69.4ha 用水路	完了	補助	
	県営ほ場 整備事業	高瀬川	福島県	205ha	S51～ S59	69.4ha 用排水路	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・整備する施設は、太陽光発電に必要な低層のパネル等であり、既存の区画形状にあわせて設置する。特に用排水系統を分断するものではなく、また、日照等周辺農地への営農に支障を及ぼすものではない。
- ・これらのことについて、農業委員会及び請戸川土地改良区とは調整済みである。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す

る。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 請戸 地区 浪江南産業団地整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
・整備により、一部のため池を廃止することになるが、受益者に対して営農再開の有無を確認し、当該ため池の廃止について了解をいただいているところである。 ・これらのことについて、浪江町農業委員会及び請戸川土地改良区とは協議済みである。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 苅宿 地区 乾燥調製貯蔵施設整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	1.5ha 用水路	完了	直轄	・本事業実施による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、営農に支障がないことを東北農政局と調整済み。また、請戸川土地改良区及び農業委員会にそれぞれ説明し調整済み。 なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区理事会（令和元年9月）で了解を得ている。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	1.5ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	1.5ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	1.5ha 用水路	完了	補助	
	県営ほ場 整備事業	高瀬川	福島県	205ha	S51～ S59	1.5ha 用排水路	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

・農地に盛土を行うが、用排水系統を分断するものでは無いため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 棚塩 地区 乾燥調製貯蔵施設整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	0.9ha 用水路	完了	直轄	・本事業実施による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、営農に支障がないことを東北農政局と調整済み。また、請戸川土地改良区及び農業委員会にそれぞれ説明し調整済み。 なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区理事会（令和元年9月）で了解を得ている。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	0.9ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	0.9ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	0.9ha 用水路	完了	補助	
	県営ほ場 整備事業	高瀬川	福島県	205ha	S51～ S59	0.9ha 用排水路	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・農地等に盛土を行うため、既存の排水路を分断することとなるが、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障が生じないよう、調整措置を講じた上で既存の排水路へ接続する対策を行う。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- ・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す

る。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 室原 地区 防災拠点整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	1.8ha 用水路	完了	直轄	・本事業実施による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、営農に支障がないことを請戸川土地改良区及び農業委員会にそれぞれ説明し調整済み。 。 なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区理事会（令和元年9月）で了解を得ている。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	1.8ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	1.8ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	1.8ha 用水路	完了	補助	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・農地に盛土を行うが、用排水系統を分断するものではないため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁

業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： **小野田 地区 さけふ化施設整備事業**

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	0.7ha 用水路	完了	直轄	・本事業実施による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、営農に支障がないことを請戸川土地改良区及び農業委員会にそれぞれ説明し調整済み。 。なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区理事会（令和元年9月）で了解を得ている。 。本事業実施について、農政局南相馬地域直轄災害復旧事務所に支障ない旨確認済み。また、事業内容について県農地管理課に確認済み。
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	0.7ha 用水路	廃止	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	0.7ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	0.7ha 用水路	完了	補助	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・農地に盛土を行うが、用排水系統を分断するものではないため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業

と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 棚塩 地区 棚塩 RE100 産業団地整備事業

(別紙様式

2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

・整備により、一部のため池を廃止することになるが、関係者との協議済みであり、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。
・これらのことについて、浪江町農業委員会及び請戸川土地改良区とは協議済みである。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

